

東京赤十字病院
職員組合

昭和55.10.13

発行所
東京赤十字病院
東京都港区文芸3-24-7
4F

TEL. 03-432-1089

発行責任者
佐藤一男

第89号
昭和55年
9月25日
発行

日赤新労

綱 領

1. 吾々の労働活動は、社会正義を擁護し、労働者の権利を守り、生活の向上に努める。
2. 吾々の労働活動は、常に力と民衆の健康を促進し、社会の発展に寄与する。
3. 吾々の労働活動は、赤十字の人道精神を継承し、社会の発展に寄与する。

ベア交渉を強力に推進 要求貫徹に向けて態勢固め

年末手当要求なども討議

第二回中央委員会開く

去る八月二十九日、三十日、眼下に明るく光る三河湾、右手に西浦半島を望み静かな環境と澄み切った空気を一杯吸い込む遠望山頂の山頂にある「三河ハイム」において、第二回中央委員会並びに幹部研修会が中央委員及び本部役員、単組執行委員長、オブザーバー等多数参加して盛大に行なわれた。第一日目の二十九日は午後一時から同三時半まで幹部研修会を開催し、終了後午後三時半から同五時までは支部病院、血液センターの各部会を開催した。第二日目の

三十日は午前九時から正午まで中央委員会での審議が行なわれ、午後一時から同三時まで名古屋労働の高橋氏を迎え「労金及び労務について」の講義があった。午後三時同講義会終了後、午後三時半まで休憩、午後三時半から約一時間にわたり新労結成二十周年記念式典が行なわれ、式典終了後午後六時から約二時間に及ぶ盛大な祝賀パーティーを開催、午後八時二時間にわたる中央委員会、幹部研修会並びに新労結成二十周年記念式典等一切の行事を無事終了した。

一、昭和五十五年度ベアスツア
二、昭和五十五年度年末手当

幹部研修会も併開 講師を招き労働問題を学習

☆審議事項

中央委員会の審議が行なわれる前日(二十九日)午後から開かれた幹部研修会では、講師に愛知女子短期大学副学長・実野利久先生を迎え「採用、配転、解雇及び賃金について」というテーマで講演があら、組合幹部も同先生の熱い講演をメモをしながら真剣に聴き入っていた。

中央委員会の審議が行なわれる前日(二十九日)午後から開かれた幹部研修会では、講師に愛知女子短期大学副学長・実野利久先生を迎え「採用、配転、解雇及び賃金について」というテーマで講演があら、組合幹部も同先生の熱い講演をメモをしながら真剣に聴き入っていた。

同先生の講演後質疑応答があり、その内容は現在、各単組が抱えている諸問題で活発な意見が出され、同研修会の予定時間が大幅に延長する程で、しかも組合活動を推進するべく、今後も身近な問題であり、今回の幹部研修会には誠に有意義な研修であったと思われる。なお同先生の講演内容の概要は次のとおりである。

同先生の講演後質疑応答があり、その内容は現在、各単組が抱えている諸問題で活発な意見が出され、同研修会の予定時間が大幅に延長する程で、しかも組合活動を推進するべく、今後も身近な問題であり、今回の幹部研修会には誠に有意義な研修であったと思われる。なお同先生の講演内容の概要は次のとおりである。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。



昭和55年度第2回中央委員会

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。



熱心に講師の話の聞く幹部研修会

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

一、労働基準法(教材)の最低基準を定めた法律である。使用者に対して「これこれ以下にしては絶対いけない」という限界を定めていく。契約自由の原則を修正。労働保護法規の集大成。

日赤新労 記念式典盛大に挙行

去る八月三十日、愛知県稲田郡幸田町野原三河ハイウェイにおいて関係者百有餘名参加のもと、新労結成二十周年記念式典が盛大に挙行された。今年には去る三十六年九月三日、三重県伊勢市において当時新労を結成された全日赤と敢然として決を分ち、同志の固い団結のもと日赤新労が結成された。以来二十周年の記念すべき年となる。この機会に二十年前の新労結成当時の歴史、現在の確かなる新労組織を築いてきた新労諸先輩と一堂に会して、今後更に新労の限りない発展を期する目的で日赤新労結成二十周年記念式典を挙げるため過去二年間本部、各支部、各単組、中央委員等、相互協力のもとに諸々との準備を進めてきた。まず二十周年記念式典を迎えるに当たって未だ新労労働歌がないことは誠に寂しいことであると現川出中央執

20年間の歩みに確信

団結強め新たな前進誓う

八月三十日午後三時半、式典「十周年記念式典」の横断幕が掲げられ、会場には正面上段に「祝日赤新労」の横断幕が掲げられ、各施設から贈られた三対の大きな新労労働連組合結成二十周年記念式典の旗が掲げられ、両サイドには生花が飾られ、また都合で会



記念式典であいさつする川出執行委員長(写真上、正面)と表彰を受ける功労者(同下)

行委員長が心配され、何とか新労の労働歌を作成したいものだと思われ、幸いにも約二カ月前の六月末開催された第一回中央委員会において始めてテープによって「日赤新労労働歌」(別掲)が紹介されたのであった。また二十周年歩みで「日赤新労二十年のあゆみ」といった記念資料も是非必要であり、更に「日赤新労歴代役員名簿」も必要ではなからうか、そして当然のことながら新労結成以来何かと指導と協力下さった諸先輩に対する功労表彰も行なわなければならない、というように式典挙行に当たっての諸事万端の準備を進めてきて、ここに式典挙行の日を迎えた次第である。

場の後方には真新しい各単組に亘り日赤新労発展のため、或は記念品として贈られる組合旗が、単組発展のためにご尽力下さった功労者や立って並べられた。先づ新労功労者十九名及び、新労結成二十周年歩みで、一般組合員が式典に出席し終った時点を来賓並びに受表彰者が入場された。来賓として招待申し上げておる初代から三代にわたる中央執行委員長のうち、初代小崎中執行委員長並びに二代吉原中央執行委員長は健康上の関係で欠席されたが、三代川出中央執行委員長が出席され、続いて本社人事部部長、同人課長、地元愛知県支部事務局長始め同県内日赤各施設並びに、各事務部長、そして受表彰者二十名中十七名が出席入場された。

式典の司会を佐藤書記長によって進められたが、先づ高橋副執行委員長長の開会のことばが始まり続いて全員起立、公式の会合では始めて日赤新労労働歌の合唱が行われ、続いて全員着席、続いて入院加療中の川出中央執行委員長が病床の身でありながら式典開始約一時間前にての式典会場で駆けつけて、現中央執行委員長として今から二十年前のあの伊勢市における新労結成当時を思い浮かべながら力強い挨拶があり、続いて多年に

でもあり、祝詞の中で往時を偲びながら会場後方に立ち並んでいく多くの各単組の組合旗をこの式典を含めて高橋副執行委員長の手で、新労結成二十周年の閉会のおいさつがあり、なほ、参加者全員に記念品の贈呈がなされ、同会場から退場した。時に午後五時三十分であった。

祝賀パーティーも

盛大におこなう

記念式典も午後五時三十分無事終了し、約三十分間の休憩後、午後六時から会場を大広間に移して約二時間に亘り盛大な祝賀パーティーが行われた。パーティの司会は宮野顧問によって進められ、先づ川出中央執行委員長から簡単な挨拶があり、続いて本社人事部部長の音頭で将杯

日赤新労労働歌

一、世界をつなぐ 赤十字
組織に働く われらの仲間
労使協調 心を開き
明るい職場を 築いていこう
日赤新労 栄えあれ

二、世界はひとつ 赤十字
組織に働く われらの仲間
輝く希望を 貫き透す
その日をみぎして 進んでいこう
日赤新労 栄えあれ

三、世界の友と 手を結ぶ
組織に働く われらの仲間
いざたたかわん こぶしをあげて
つよい団結 心にちかい
日赤新労 栄えあれ

初代小崎中央執行委員長の祝辞

日赤最勢二十周年記念大会を迎え心からお慶び申しあげます。二十年前、三重県伊勢市において全日赤と敢然として決を分ち、同志の固い団結のもと日赤新労が結成された。以来二十周年の歩みに確信をもち、団結を強め新たな前進を誓う。今後更に新労の限りない発展を期する目的で日赤新労結成二十周年記念式典を挙げるため過去二年間本部、各支部、各単組、中央委員等、相互協力のもとに諸々との準備を進めてきた。ここに式典挙行の日を迎えた。式典は午後五時三十分無事終了し、約三十分間の休憩後、午後六時から会場を大広間に移して約二時間に亘り盛大な祝賀パーティーが行われた。パーティの司会は宮野顧問によって進められ、先づ川出中央執行委員長から簡単な挨拶があり、続いて本社人事部部長の音頭で将杯

受表彰者名

- 愛知県支部・鈴木泰隆、八戸病院・福永貞雄、千葉赤十字血液センター・八代勝、同・大向広治、同・野沢リセ、浜松赤十字病院・仙波紀綱、名古屋第一赤十字病院・山田正、同・村岸義則、同・木下隆彦、同・原貴佐子、同・宮原義彦。

員が心から解け合い和気あいあいな中、談笑しながら飲めや歌えの大酒盛りの場と化し、パーティもいよいよ絶頂に達した。この時、こうた辞の中にも新労の今後の発展を語り合う者もおり、パーティの予定時間の無事終了した。時に午後八時二時間はアツという間に過ぎ去り、五分であった。

勉強会を開いて

北野光浩 程度は理解できなうに思われ

特に「血液センター改進黨項」について論議された。①施設の拡充、増員、定員制の廃止について、これらについては拡充に伴う人員(定員)を当然考えてゆくべきである。②休日(日曜、祭日)の採血中止について、献血確保の立場から現状では全般的には困難であるので各単組において労使協調の中でこれが実現に向けて交渉を推し進めてゆくべきである。③週休二日制の実施について、ある施設ではテストケースとして月一実施しているところもある。今後これらを参考に前向きな方向で考え交渉を推し進めてゆくべきである。④その他、ある施設では四泊五日にも及ぶ採血出張が行われている、この現状をどうすればよいか?について種々論議されたが、結論として献血確保するためには現状ではやむを得ないのである。ということであった。

